

ご注意ください！令和7年1月から確定申告書(控)等の書類に税務署の収受印がもらえなくなります！



確定申告書(控)等への 税務署 収受印 廃止について

【令和7年1月より変更になります】

これまで、書面提出による確定申告を行っていた方は、税務署への提出時に「控え」の用紙へ提出月日入りの『収受印』が押され、提出の証明とすることができますいました。

しかしこの度、国税庁より「確定申告書・各種届出書等への控えに対し、令和7年1月から収受印の押捺を廃止する」との発表がありました。

このため、令和7年1月以降の各種税務手続きにおいては、控え書類への収受印がもらえなくなります。

確定申告関係について、次回以降は下記のように変更となりますのでご確認ください。

提出書類

- 前回の確定申告まで確定申告書（提出用）と（控え）の両方を提出。
収受印が押されて返却された（控え）が返却されました。

- 今回の確定申告から確定申告書（提出用）だけを提出。
（控え）については各自保管し、提出年月日を記録してください。



えっ？『提出した日付を自分で記録する』ってことは、令和7年1月以降は『税務署による公的な証明』が無くなるってことなの？

証明書等

令和7年1月以降は収受印に代わる公的証明書の取得や確認手段として、国税庁からは下記の5つの方法が提示されています。

① e-Taxによる申告

電子申告時に送付される受信通知には氏名・住所・受付日時・番号等が記載されているため、この通知 자체が提出の証明書となります。

③ 保有個人情報の開示請求

税務署に開示請求をすることで申告書等の内容確認することができます。ただし利用には手数料と時間（300円／約1ヶ月）が必要となります。

⑤ 納税証明書発行

税務署窓口にて証明書の発行を受けることができます。手数料は税目ごと1年度につき400円です。

② 申告書情報取得サービス

書面で提出の場合でもe-Taxを通して無料でPDFデータを取得することができます。

（※オンラインのみのため、利用にあたってはマイナンバーカードが必要です）

④ 税務署での閲覧サービス

税務署窓口にて過去に提出した申告書等を閲覧することができます。閲覧した書類の画像データとして撮影することも申請すれば可能です。

「収受印廃止について詳しいは下記QRコードからご確認ください



*e-Taxのご利用なら手数料がかからず手元に証明書が残るので安心です。

国税庁HP

美浦村商工会

（〒300-0424 美浦村受領1264-2）

TEL 885-2250/FAX 885-4628

